

カード会員規約の一部改定について

カード会員規約の改定について、ご案内申し上げます。

以下に改定箇所を記載しておりますので、カードご利用前にご一読いただき、内容をご了承の上でカードをご利用ください。

改定後の会員規約(全文)につきましては、会員様がお持ちのカードの有効期限更新時にカードと合わせてお送りいたします。

※既存のカード会員規約と条番号が変更になる条項がありますので、予めご了承ください。

記

■ パナカード会員規約[1404][1405][1406]

第4条(カードの利用限度額)【条文内容の変更】

現 行	改 定 後
(カードの利用限度額) (1)本会員及び家族会員は本規約に基づき当社に支払うべき債務の未決済残高が、当社所定の方法により通知した利用限度額以内において、カードを利用できるものとします。尚、本会員及び家族会員が当社の発行する他のカードを所持している場合、利用限度額はそれぞれのカード毎に定めた利用限度額の合計額ではなく、当社が定めるカードの利用限度額以内とします。	(カードの利用可能額) (1)会員は本規約に基づき当社に支払うべき債務の未決済残高が、当社所定の方法により通知したカードの利用可能額以内において、カードを利用できるものとします。
(2)前項の利用限度額は、当社が必要と認めた場合、これを減額することがあります。尚、会員が利用限度額の増額を希望する場合は、当社所定の申込手続により当社がこれを承認した場合に増額することとします。	(2)会員がカードの利用可能額の増額を希望する場合は、当社所定の申込手続により当社がこれを承認した場合に増額することとします。
(追加)	(3)当社は、当社所定の期限毎にカードの利用可能額を見直すものとし、この見直しの結果、当社が必要と認めた場合は、当社がカードの利用可能額を任意に減額できるものとします。会員は、当社のカードの利用可能額の見直しにあたって、当社の求めがあった場合には、カードの利用可能額の調査に必要な書類の提出・事実の照会に応じるものとします。

■ パナカードイーカ会員規約[16950][17310]

第5条(カードショッピング及びカードキャッシングの利用可能額)【条文内容の変更】

現 行	改 定 後
(1)①日本国内(以下「国内」という)でのカードショッピング利用可能額は、当社が定めた金額とし、本会員に通知するものとします。但し、当社が必要と認めた場合、これを減額することがあります。尚、会員がカードショッピング利用可能額の増額を希望する場合は、当社所定の申込手続により当社がこれを承認した場合に増額することとします。	(1)①日本国内(以下「国内」という)でのカードショッピングの利用可能額は、当社が定めた金額とし、本会員に通知するものとします。但し、当社が必要と認めた場合、これを減額することがあります。尚、会員がカードショッピングの利用可能額の増額を希望する場合は、当社所定の申込手続により当社がこれを承認した場合に増額することとします。
②会員が本規約に基づき当社に支払うべき債務の未決済残高は、当社所定の方法により通知したカードショッピング利用可能額以内とします。尚、会員が当社	②会員が本規約に基づき当社に支払うべき債務の未決済残高は、当社所定の方法により通知したカードショッピングの利用可能額以内とします。

現 行	改 定 後
の発行する他のカードを所持している場合、カードショッピング利用可能額はそれぞれのカード毎に定めたカードショッピング利用可能額の合計額ではなく、当社が定めるカードショッピング利用可能額以内とします。	
(2)日本国外(以下「海外」という)でのカードショッピング利用可能額は、当社又は Visa が各国で定めた金額までとします。	(2)日本国外(以下「海外」という)でのカードショッピングの利用可能額は、当社又は Visa が各国で定めた金額までとします。
(3)海外でのカードキャッシング利用可能額は、当社又は Visa が各国で定めた金額までとします。	(3)海外でのカードキャッシングの利用可能額は、当社又は Visa が各国で定めた金額までとします。
(追加)	(4)当社は、当社所定の期限毎にカードの利用可能額を見直すものとし、この見直しの結果、当社が必要と認めた場合は、当社がカードの利用可能額を任意に減額できるものとします。会員は、当社のカードの利用可能額の見直しにあたって、当社の求めがあった場合には、カードの利用可能額の調査に必要な書類の提出・事実の照会に応じるものとします。

■パナカード会員規約[1404][1405][1406]

第 5 条(複数カード保有における利用の調整) 【条文の追加(以降の条文は条番号変更)】

(1)本会員が、以下に挙げたクレジットカードを複数枚保有している場合の当該本会員にかかるクレジットカードの利用可能額は、当該本会員が保有するクレジットカードの利用可能額合計ではなく、これらのクレジットカードを合算した利用可能額として、当社が前条に基づき別途定めた金額とします。

パナ Visa ゴールドカード	パナ JCB カードプラス	パナ Visa カードイーカ
パナ Visa カードプラス	パナ JCB カード	パナ Visa カードプラスイーカ
パナ Visa カード	パナカードプラス	パナカードプラスワン
パナ JCB ゴールドカード	パナカード	パナカードワン

(2)前項の場合、当社は海外でのカードキャッシングおよび、Visa 加盟店又は JCB 加盟店で利用できるクレジットカードをいずれか1枚に限定することができるものとします。

(3)当社は、会員が本規約第 8 条、第 12 条に定める会員資格の停止、期限の利益の喪失に該当した場合、当社は、会員に対して何ら通知することなく、当該本会員にかかるクレジットカードの利用可能額を減額(利用可能額を付与しないことを含む。)することができるものとします。

■パナカードイーカ会員規約[16950][17310]

第 6 条(複数カード保有における利用の調整) 【条文の追加(以降の条文は条番号変更)】

※条文の内容は、上記 パナカード会員規約第 5 条(複数カード保有における利用の調整)に同じ。

以上

2012 年 1 月

住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社